


覚 書

大阪府（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、平成31年3月26日付けで締結した大阪府立労働センターの管理運営業務基本協定書（以下「協定書」という。）第6条の規定に基づき、大阪府立労働センター（以下「センター」という。）において甲が令和2年3月31日まで行っていたE S C O事業により設置した省エネルギー設備について次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 センターにおいて甲がE S C O事業により設置した省エネルギー設備を用い、省エネルギーと光熱水費削減を推進することを目的とする。

（省エネルギー設備の維持管理）

第2条 協定書第4条に基づき、E S C O事業により設置した省エネルギー設備についても、乙が維持管理業務を行うものとする。

（府への納付金）

第3条 乙は、甲の指定する期日までに甲に対し、768千円を支払わなければならない。

（疑義等の決定）

第4条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月30日

甲 大 阪 府
代表者 大阪府知事 吉村 洋文

